

特定金属くず買受業における氏名等の表示について

(令和8年6月1日施行)

表示の義務

営業者は、営業所ごとに、

氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号

(以下、「氏名等」といいます。)

を表示しなければなりません。

氏名等は、営業所ごとに

公衆の見やすい場所に表示

ウェブサイトに掲載 (※)

が義務付けられています。

※ 以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務はありません。

- ① 常時使用する従業員の数が5人以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

氏名等の表示様式

以下のとおりです。

(記載例)

別記様式第1号

| 特定金属くず買受業 | |
|---------------------|-------|
| 開始届出書を提出した 公安委員会 | 公安委員会 |
| 届出番号等 | 第 号 |
| 氏名又は名称 | |
| 営業所の名称 | |

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色影は黒色、地の色影は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第1号

| 特定金属くず買受業 | |
|---------------------|--------------|
| 開始届出書を提出した 公安委員会 | 岡山県 公安委員会 |
| 届出番号等 | 第 XXXXXXXX 号 |
| 氏名又は名称 | 岡山 太郎 |
| 営業所の名称 | 〇金属 |

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色影は黒色、地の色影は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

留意事項

- ・ 明瞭に判読できる大きさ及び書体で表示してください
- ・ 氏名等の記載事項が変わる等、届出事項の変更が生じた場合は、公安委員会へ変更の届出をするとともに、表示を更新してください。